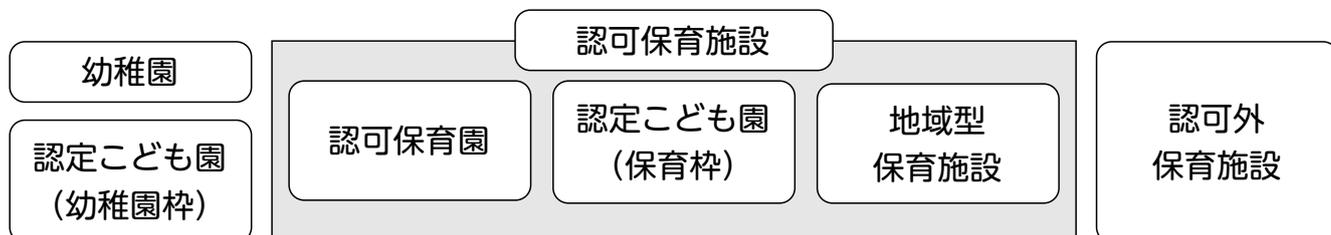


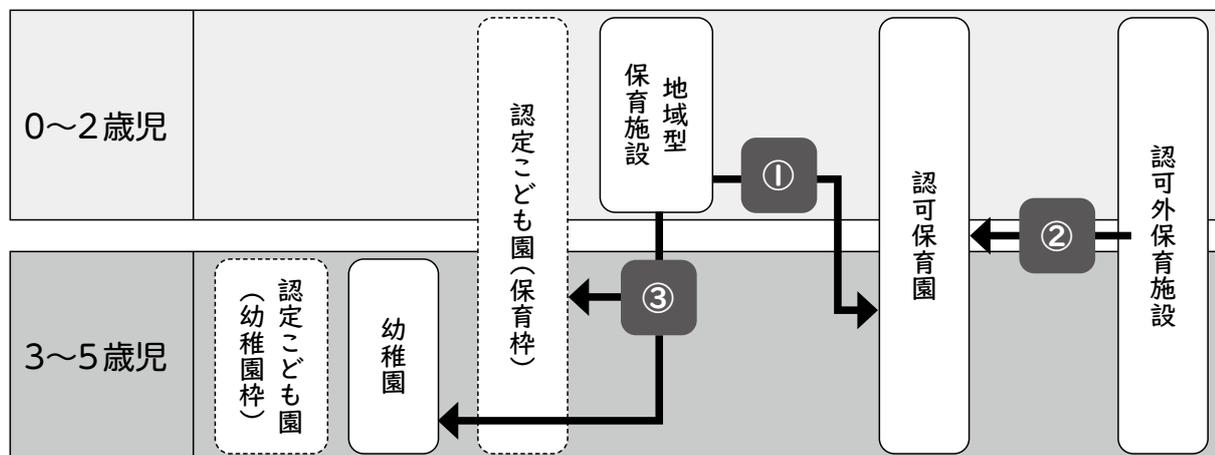
# 1. 板橋区の幼稚園・保育施設の紹介

## 子どもを預ける施設の紹介

区内の教育・保育施設には「幼稚園」「認可保育園」「認定こども園」「地域型保育施設（小規模保育園・家庭福祉員・ベビールーム・事業所内保育所等）」「認可外保育施設（認証保育所等）」があります。



年齢のイメージ図



### ① 地域型保育施設を卒園する2歳児クラスから3歳児クラスへの申込み

地域型保育施設（小規模保育園等）は2歳児クラスで卒園となります。

卒園のタイミングで3歳児クラスの認可保育施設を申し込むと、地域型保育施設を利用していない方より優先的に入所できます（P 29参照）。

### ② 認可外保育施設に通園中の方が認可保育施設を申請する際、加点がつきます

認可保育施設は、施設ごとに指数の高い方から入所内定していきます。認可外保育施設にお通いの方が認可保育施設へ入所申請する場合、条件を満たすと指数が2点加点されます（P31参照）。

### ③ 地域型保育施設から幼稚園・認定こども園への連携

2歳児クラスまでの保育施設の一部には、3歳児クラスからの幼稚園・認定こども園への連携施設が設定されています（P92 下部参照）。

※ 2歳児クラスまで認可保育園や地域型保育施設・認可外保育施設を利用し、3歳児クラスから幼稚園・認定こども園を利用することもできます。

## 幼稚園

幼稚園は、学校教育法第22条に基づき、幼児期の特性を踏まえ、「遊び」を大切にしながら、小学校以降の学習の基盤をつくる「学校」です。

板橋区には令和6年10月現在、私立幼稚園が31園(従来園21園、新制度移行園10園)、区立幼稚園が1園あり、3歳から就学前までのお子さんが入園できます。

各幼稚園では独自の教育理念・教育目標を掲げ、幼稚園教諭の資格を持つ先生が指導に当たります。長時間預かり保育を実施している幼稚園、満3歳を迎えた時点で入園できる幼稚園、通園バスを運行している幼稚園、英語に力を入れている幼稚園など、各幼稚園の特色があります。

ぜひ一度幼稚園を訪ね、ご家庭やお子さんに合う幼稚園をお選びください。

### 入園年齢・入園手続き・補助金について

#### 入園年齢

3歳から小学校就学前までのお子さんが入園できます。

※満3歳(3歳の誕生日の前日)を迎えた時点で、入園できる幼稚園もあります(P54参照)。

#### 入園手続き

翌年4月に入園希望の場合、10月中旬から各幼稚園で配布する願書を受け取り、11月1日以降、願書を提出し、面接等を受けていただきます。詳しくは、各幼稚園へお問い合わせください。

#### 補助金

私立幼稚園を利用する場合、入園料(10万円程度)、従来園では保育料(月額3~4万円程度)等が必要となります。しかし補助金制度があるため、実質的な負担はこれより軽くなります(P9参照)。ほとんどの幼稚園で、毎月の保育料は実質無償です。

### 預かり保育

近年では、朝夕、正規の教育時間以外にも、希望に応じて園児を預かる「預かり保育」を実施する幼稚園が増え、共働き世帯でも幼稚園を選択できるようになっています。預かり保育の時間や実施状況は幼稚園によって異なります。詳しくは、各幼稚園へお問い合わせください。

(例) 11時間開所(7時30分から18時30分まで)の幼稚園の場合

7時30分	朝	9時00分	昼	14時00分	夕	18時30分
早朝預かり保育		教育時間			教育時間後預かり保育	

- ◎ 早朝・教育時間後の時間帯や、長期休暇中(春・夏・冬休み)においても預かり保育を行っている幼稚園があります(P55参照)。
- ◎ 預かり保育の利用料金は別途必要で、幼稚園ごとに異なります。
- ◎ 共働き世帯などで「保育の必要性」がある場合、「施設等利用給付第2号認定・第3号認定」を受けることができます(P8参照)。この認定を受けた場合、預かり保育の利用料の一部が給付対象となります(P9参照)。

## 認可保育施設

子ども・子育て支援新制度に定められた保育士等の数や施設の基準を満たし、児童福祉法ならびに子ども・子育て関連3法に基づき設置された保育施設です。区内の認可保育施設には、認可保育園、地域型保育施設、認定こども園があります。

これらの施設は区が入所を決定し、保育料を決定します(P35参照)。ただし、一部の民間企業等が運営する施設(私立保育園や地域型保育施設等)では、保育料以外に諸経費(制服代・スイミング代・行事費用等)がかかる場合があります。

区へ入所申込み	認可保育園 0～5歳児対象	国が定めた設置基準を満たした施設です。 ○区立保育園…板橋区が設置及び運営する保育園です。 ○私立保育園…社会福祉法人や民間企業等が設置及び運営する保育園です。		
	地域型 保育施設 0～2歳児対象	小規模保育園	6人以上19人以下の少人数の保育を民間企業等が行います。	類型にA型とB型と保育所型(事業所内のみ)があります。 ○A型…配置基準職員の100%が有資格の保育士で、保育料は認可保育園と同等となります。 ○B型…配置基準職員の75%以上が有資格の保育士で、保育料は認可保育園の8割となります。 ○保育所型…20人以上の施設で、設置基準等は認可保育園と同等です。
		事業所内 保育園	民間事業所が従業員の児童の保育を行う施設ですが、地域の方が利用できる地域枠があります。	
		家庭福祉員、 ベビールーム	家庭福祉員の自宅やベビールーム等で、家庭的環境の下、保育を行います。 開所時間：8:30～18:00 保育日：家庭福祉員→月～金曜日／ベビールーム→月～土曜日 ※保育者が年次休暇を取得する際は代替保育となる場合があります。 代替の保育日や保育者については施設長との相談になります。	
		居宅訪問型 保育事業	障がいや疾病等により集団保育が困難と認められる児童を、保護者の自宅において1対1で保育を行います。	
	認定 こども園 (保育枠)	幼稚園型	教育と保育を一体的に行う施設です。主に保育園機能を利用する「保育枠」と、主に幼稚園機能を利用する「幼稚園枠」に分かれ、「保育枠」は区へ申請を行います。「保育枠」と「幼稚園枠」で入所手順が異なりますが、児童は入所後、合同で教育・保育を受けます。	
幼保連携型				
地方裁量型				

## 認可外保育施設

区内には、認可保育施設の他に、認可外の保育施設や保育事業もあります。利用者は民間企業等と直接契約をします(それぞれの施設・サービスの詳細はP43以降を参照)。

※一部利用料金が助成される施設もあります(P43参照)。

施設へ申込み	認証保育所	東京都独自の基準を満たし、都に認証された保育施設です。13時間保育と0歳児からの保育を基本としています。
	企業主導型 保育施設	企業が設置し、運営する保育事業です。働き方に応じた柔軟な保育を提供しています。企業の従業員枠のほか、地域の方が利用できる地域枠がある園もあります。
	定期利用保育	パートタイム勤務や短時間労働等で、保育が必要なご家庭を対象に、継続して短時間お子さんをお預かりする制度です。
	認可外保育施設 (ベビーホテル等)	P47に認可外保育施設一覧を掲載しています。

## 保育料などの保護者負担軽減制度

- 無償化のためには、保護者が就労している等、「保育の必要性の認定」(P14参照)を受ける必要がある場合があります。詳しくは各ページをご覧ください。

対象施設	事業・補助制度	対象及び内容		
<b>幼稚園 認定こども園 (幼稚園枠)</b> ↓ 詳細は、 <a href="#">P9</a> へ	保育料等の負担軽減制度	満3～5歳児 クラス	新制度移行園	<b>全員無償</b>
			従来園	月額 <b>25,700円</b> まで補助
	預かり保育利用料 の負担軽減制度	0～2歳児 クラス(※1)	非課税世帯	月額上限 <b>42,000円</b> まで補助
			課税世帯	第2子以降は 月額上限 <b>42,000円</b> まで補助
	満3歳児 クラス	非課税世帯	月額上限 <b>16,300円</b> まで補助	
		課税世帯	第2子以降は 月額上限 <b>16,300円</b> まで補助	
		3～5歳児クラス の課税・非課税世帯	月額上限 <b>11,300円</b> まで補助	
<b>認可保育施設 認定こども園 (保育枠)</b> ↓ 詳細は、 <a href="#">P35</a> へ	保育料の負担軽減制度	0～2歳児 クラス	非課税世帯	<b>全員無償</b>
			課税世帯	<b>第2子以降無償</b>
		3～5歳児クラス の課税・非課税世帯	<b>全員無償</b>	
<b>東京都認証保育所 ベビーホテル(※2)</b> ↓ 詳細は、 <a href="#">P43</a> へ	保育料の負担軽減 助成制度の上限金額	0～2歳児 クラス	課税世帯	第1子 <b>40,000円</b> 、 第2子以降は上限(月額) <b>67,000円</b> まで補助
			非課税世帯	国の無償化とあわせて 上限(月額) <b>67,000円</b> まで補助
		3～5歳児クラス の課税・非課税世帯	国の無償化とあわせて 上限(月額) <b>57,000円</b> まで補助	
<b>定期利用保育施設</b> ↓ 詳細は、 <a href="#">P48</a> へ	定期利用保育の利用料	0～2歳児 クラス	課税世帯	第2子以降 上限(月額) <b>42,000円</b> まで補助
	幼児教育・保育の無償化		非課税世帯	上限(月額) <b>42,000円</b> まで補助
		3～5歳児クラス の課税・非課税世帯	上限(月額) <b>37,000円</b> まで補助	
<b>空き保育室活用型 定期利用保育施設</b>	空き保育室活用型 定期利用保育の利用料	第2子以降上限(月額) <b>30,000円</b> まで補助		
<b>企業主導型 保育事業</b> ↓ 詳細は、 <a href="#">各施設</a> へ	幼児教育・保育の無償化	3～5歳児クラス、または住民税 <b>非課税</b> 世帯の0～2歳児クラスの <b>標準的な利用料無償</b>		
—	ベビーシッター利用支援 事業利用料補助の自己負 担額の補助上限金額	対象者が負担していた、1時間あたり150円の自己負担額を 上限(月額) <b>33,000円</b> まで補助		

※1 対象施設は一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)実施園のみ

※2 対象施設は認可外保育施設のうち、東京都認証保育所及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されているベビーホテルのみ